

## 災害時における人的支援活動の協力に関する協定書

上田市（以下「甲」という。）と、東信針灸師会（以下「乙」という。）は、上田市において、地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）に、甲が開設する指定避難所等における乙の人的支援活動について、次のとおり協定を締結する。

### （総則）

第1条 この協定は、甲の要請に基づき、甲が行う災害時の指定避難所等の運営にあたり、避難者等に対する健康観察及び心身の負担軽減に資する支援活動等に対する乙の協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

### （要請）

第2条 甲は、災害時において、避難者等の指定避難所等での生活が長期に渡ると予見し、避難者等の健康維持等のため支援活動を実施する必要があると甲が認める場合は、乙に対し、次条に規定する活動の範囲において協力を要請することができる。

2 乙は、前項の規定による要請を受けたときは、支援活動が可能な範囲及び期間において鍼灸師を指定避難所等に派遣するものとする。

### （鍼灸師が実施する活動の範囲）

第3条 乙が派遣する鍼灸師は、甲が開設する指定避難所等に避難した避難者等に対し、次の各号に掲げる事項を実施するものとする。

- (1) 避難者等に対する鍼灸施術等による心身のケア
- (2) 避難者等の健康観察に関すること。
- (3) 避難者等の健康管理等に関する助言指導に関すること。
- (4) その他避難者等の支援に必要な事項

### （鍼灸施術等に関する備品の供給）

第4条 甲の要請に基づき、乙が派遣する鍼灸師が使用する鍼灸施術等に必要な備品等は、当該鍼灸師が携行するものとする。

2 甲は、乙の派遣する鍼灸師がその他の備品等を必要とする場合は、可能な範囲で供給するものとする。

### （費用の負担）

第5条 甲の要請に基づき、乙が避難者等に対する支援活動等を実施した場合に要する次の各号の費用は、甲が負担する。

- (1) 鍼灸師の派遣に要する交通費。この場合において、費用の算定基準については、甲乙が別途協議の上定めるものとする。
- (2) 鍼灸師が携行した鍼灸施術等に用いた消耗品等を使用した場合の実費弁償

2 前項の規定にかかわらず、災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された場合は、その定めるところによるものとする。

(損害の補償等)

第6条 甲の要請に基づき、乙が避難者等に対する支援活動を実施した際に、乙に生じた損害の補償(第三者に対する損害賠償を含む。)は、乙が加入する賠償責任保険等により対応するものとし、甲はその責を負わないものとする。

2 乙は、前項の規定に基づき、活動に従事する鍼灸師に対し、必要な保険への加入状況をあらかじめ確認しておくものとする。

(平時からの連携)

第7条 乙は、甲の要請に基づき可能な範囲において対応できる体制を確保するため、連絡体制及び連絡方法並びに連絡手段について、あらかじめ連絡責任者を定め、平時から連絡調整に努めるものとする。

2 乙は、平時から甲との連携により、乙が開催するイベントや広報活動等を通じて、甲が実施する防災対策の推進を協力するとともに、甲の依頼に基づき、甲が実施する防災訓練に可能な範囲で参加するものとする。

(協議)

第8条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた場合は、甲乙誠意をもって協議の上定めるものとする。

(協定の有効期間)

第9条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、この協定の有効期間満了日の30日前までに、甲、乙いずれからも申出がないときは、さらに1年間この協定は更新されるものとし、以後も同様とする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙記名押印又は署名の上、各自その1通を保有する。

令和8年4月28日

長野県上田市大手一丁目11番16号

甲 上 田 市

上 田 市 長

長野県南佐久郡佐久穂町畑3808-1

乙 東信針灸師会

会 長